

流山市農業委員会
平成24年第3回
総会議事録

平成24年3月26日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成24年第3回総会議事録

1 期 日 平成24年3月26日(月)

2 場 所 流山市役所305会議室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 4番 中村 彰男
5番 酒巻 孝美

5 出席委員(16名)

1番 小嶋 悦子	2番 小倉 節子
3番 山崎 日出男	4番 中村 彰男
5番 酒巻 孝美	6番 豊島 啓行
7番 青野 直	8番 水野 敬久
9番 中村 敏則	10番 大作 榮
11番 根本 隆	12番 小林 常男
13番 須郷 英夫	14番 水代 啓司
15番 石井 勇	16番 高市 正義

6 欠席委員(0名)

7 書記名 次長補佐 山口 憲彦

8 事務局 局 長 岡田 一美
次 長 吉田 勝実
次長補佐 山口 憲彦

9 会議目次

(1) 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)	1
(2) 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)	4
(3) 議案第16号 農用地利用集積計画の決定について	7
(4) 議案第17号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について	13
(5) 議案第18号 農地法第3条の規定に係る買受適格証明願(競売)(市許可)について	15
(6) 議案第19号 農業生産法人報告書の提出について	17
(7) 報告第9号 合意解約の通知について	19
(8) 報告第10号 専決処理の報告について	20

開会 午後3時00分

高市議長 大分春めいてまいりまして、このところ、ちょっと温かくなってきたかと思いますが、身体に十分気を付けていただきたいと思います。かように思います。

それでは、ただ今から平成24年第3回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今のところ、出席委員は16名中全員でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。

4番、中村彰男委員、5番、酒巻委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、山口補佐を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。吉田次長。

吉田次長 お手元に配布させていただきました議案書の会議目次を御覧いただきたいと存じます。

本日、御審議いただく案件といたしましては、議案第14号の「農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)」から議案第19号の「農業生産法人報告書の提出について」までの6議案について御審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第9号の「合意解約の通知について」から報告第10号の「専決処理の報告について」までの2項目について御報告をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。

高市議長 これより議事に入ります。

それでは、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」(市許可)を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の1ページをお開きください。

議案第14号

農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)

農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成24年3月26日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに1番でございます。1番の権利者は流山市名都借に居住されている方で、職業は農業でございます。

次に、申請がありました土地は、流山市名都借の畑、1筆で2,588㎡、申請事由につきましては、経営規模の拡大を図るため農地を取得しようとするものでございます。

議案案内図につきましては、1ページでございます。

次に、2番でございます。2番の権利者は流山市名都借に居住されている方で、職業は農業でございます。

次に、申請がありました土地は、流山市名都借の畑、1筆で56㎡、申請事由につきましては、経営規模の維持を図るため農地を交換により取得しようとするものでございます。

議案案内図につきましては、2ページでございます。

今月の3条許可申請につきましては、以上の2件でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案14号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は市許可が2件であります。

本案につきましては、現地調査と権利者及び関係者からのヒアリングを行い審議いたしました。

まず、1番でございますが、申請地は、東部中学校の北東約200mに位置している畑、1筆、2,588㎡で、現況は大部分が耕起された状況であり、一部トンネルハウス栽培が行われておりました。

申請理由でございますけれども、昨年、市からの要請により、所有農地の一部を保育所用地として貸与したため耕作地が減少したことや、不動産会社から農地の購入依頼の話があったため、農地を購入し、耕作面積を確保したいということでございます。

また、申請地は権利者の耕作地に隣接しており、耕作に便利であることから、これを購入し、経営規模の拡大を図るためということでございます。

購入価格は1千800万円で、1坪当たり2万3千円とのことでございます。
なお、今回取得される畑には、かぶ、とうもろこしなどを作付けする計画ということでございます。

次に、申請者の営農状況でございますけれども、権利者の耕作面積は約0.8ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め3人でございます。

現在、所有している農地の中には不耕作地はなく、また、今後も申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

次に、2番について御報告いたします。

申請地は、東部中学校の北東約400mに位置している畑、1筆、56㎡で、現況は果樹園となっております、ブドウが栽培されておりました。

申請理由でございますけれども、義務者の電力会社は昭和32年に鉄塔用地を取得したということですが、このほど市道拡幅に伴い、土地の権利関係を調査したところ、現在鉄塔の建っている位置と公図の位置関係に誤りのあることが判明したため、是正する方法を法務局と協議したところ、地図訂正を法務局が認めないことから、所有権の移転により解決をする運びとなったということでございます。

このため、農地法第3条の許可申請があったものでございます。

なお、交換に際しては、等面積により行い、税金等については交換の特例により、免除になるように考えて行くということでございます。

鉄塔が建っているもう一方の土地については、電力会社が取得することになりますが、農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条第11号に基づき、転用許可は不要となっております。

また、今回、交換により取得する畑には、従来どおり、ブドウを栽培していくということでございます。

次に、申請者の営農状況でございますけれども、権利者の耕作面積は約2.3ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め3人でございます。

現在、所有している農地の中には不耕作地はなく、また、今後も申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

最後に、現在鉄塔の建っている土地と市道の間には、権利者名義の農地が細長く存在しており、農地としては使用しておらず、電力会社が使用しているため、地役権は付いているところではありますが、その取扱いについて、検討をお願いいたしました。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、取得後にすべての農地を耕作することや、労働力の確保及び所有農地に隣接しているため農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないた

め、全会一致をもって、1番、2番とも許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

8番（水野委員）1番の方の案内図で、畑の中に左上の方に3か所四角い何か建物みたいなものがあるのは、これは実際現状は何もなかったんですかね。ビニールハウスがあったんです。

吉田次長 案内図の1ページでございます。ここで斜線の中に四角い建物のような形で3か所記されております。この時、ちょっと古いデータの地図を使っております。現地調査を小委員会でも行いましたが、そこでも確認いたしましたけれども、四角い両端の2か所につきましては、何もございません。畑でございます。構築物はございません。真ん中の四角いものにつきましては、これはポンプ、井戸、これが入っている小屋というふうな形になっております。以上でございます。ちょっと地図の方が古いデータだったもので申し訳ございません。

高市議長 よろしいですか。

8番（水野委員）はい。

高市議長 ほかに御質問ございますか。ございませんか。

（なしの声あり）

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第14号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」（恒久転用）を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第15号

農地法第5条の規定による許可申請について（恒久転用）

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成24年3月26日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに権利者ですが、権利者は柏市に居住されております。また、権利者は個人経営で、主に給排水の設備工事をされている方でございます。

次に、申請がありました土地は、流山市谷の畑、2筆で合計面積が177㎡、転用目的につきましては、資材置場用地とするものでございます。

議案案内図につきましては、3ページと4ページでございます。

今月の5条申請につきましては、以上の1件でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件であります。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行っております。

最初に、移転の原因は賃貸借でございまして、転用目的は資材置場を建設しようとするものでございます。

申請理由につきましては、権利者は現在、個人で給排水設備工事業を営んでいるということでございますが、堅調な業績の下、流山市における事業拡大に伴い、重機、資材の保管場所を探していたところ、候補地が見つかったことから申請があったものでございます。

次に、事業計画の概要であります。資材置場には、塩ビパイプ、塩ビ継ぎ手、コンパネ、バックホーなどを置くということでございます。

次に、雨水については、砂利敷による自然浸透とし、また、周辺農地への土砂流出等の被害防除対策については、単管パイプと安全鋼板で囲い、被害はないということでありました。

また、近隣農地所有者へ事業説明を行ったところ、了解を得ており、特に意見はなかったということでありました。

次に、申請地の農地区分についてでございますが、申請地は、流山インター料金所の北東約200mに位置し、特に作付けは行われておりませんでした。周囲は大規模な倉庫に隣接しており、周囲の農地群から取り残された小規模の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

また、申請地については、流山市土地改良区から平成21年4月17日付で地区除外された農地である証明書が添付されております。

次に、資金計画につきましては、建設費が56万4千円、賃借料が月額5万

円であり、全額自己資金で賄う計画で、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

次に、他法令については、該当がございません。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

5番（酒巻委員）図面の方ですと配置図の方ですか、このところで歩道と書いてある方の道路に排水溝と書いてあるんですけども、ここは本当に排水溝なんでしょうか。

吉田次長 ただ今の配置図の中の排水溝の関係でございますが、こちらの道路の下に排水溝が入っております。

5番（酒巻委員）U字溝ですか。

山口次長補佐 U字溝ではなくてですね、歩道と一体化されているんですけども、歩道の中に埋設された排水溝が入っております。ところどころにグレーチングがありまして、そこから中に入るような形になっております。

5番（酒巻委員）図面に書いてあるところ大変申し訳ないんですけど、あれは排水溝ではないんですよ。用水路なんですよ。そこへまさか何か排水するという意味で書いたんじゃないんですよ。

山口次長補佐 発生するものというのは、あくまでも雨水だけでございます。それ以外のものはここでは発生いたしません。中で洗浄したりするようなものはございませんので。置く資材自体がですね、塩ビ管とか、あとバックホーはゴムシートを敷いて、その上で保管するというので、そこから油類が流れるとかそういうことはさせませんという、いたしませんということでお話はさせていただきます。

5番（酒巻委員）雨水でも入っちゃまずいんだよ本当はね。別のルートを作ってもらわないと。道路からも入っちゃうんだから。田圃で稲を育てているところへ入るのは、田圃を通り越して、その下へ入れるんだったら排水でいいと思うんですけど。これは完全に稲を作る水ですから、ここへ入れられるのは困るんです。

山口次長補佐 ここから直にU字溝とか配管を通して、ここに流すということでは、接続させるということではないんですね。申請に中にもあるんですけども、ここの資材置場の中は砂利敷きで、自然浸透させるという方法なんですね、雨水対策として。なお、且つ、道側にも2mの鋼板で全部仕切ってしまうということですので、土砂は流れ出ないと。

5番(酒巻委員)そこへ溜った水は絶対入らないですか。もし流れ出るようだったら、用水路に入らないように、またいで外へ排水するようなそういう工法でないと私はウンと言えません。

山口次長補佐 もし外へ出るような状態でしたら、その手前に1本溝を掘らして、指導します。

5番(酒巻委員)別な方法で用水に雨水が入らないようにしてもらわないと困ります。

山口次長補佐 それは許可の段階で、権利者の方に絶対そういう形で、この用水に流さないでくれと。

5番(酒巻委員)絶対に入らないようにしてくれと。

山口次長補佐 そういう手法をとるよということ、そういう指導をさせていただきますと思います。

5番(酒巻委員)そういう条件で指導して下さい。じゃないと、賛成できません。

山口次長補佐 はい。

高市議長 ほかに御質問ありますか。

岡田局長 その排水について、用水路には一切流させないという工法ですかね、仕方を協議させていただきたいと思います。

高市議長 ほかに御質問ございますか。ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第15号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第16号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より、議案の説明を求めます。吉田次長。
吉田次長 議案書の3ページでございます。

議案第16号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成24年3月26日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の利用集積計画の1番から6番につきましては、新規によるものでございます。初めに、1番でございます。まず、権利者でございますが、権利者は流山市前ヶ崎の方で、職業は農業でございます。利用権を設定しようとする土地につきましては、流山市前ヶ崎の田、1筆で、991㎡、議案案内図につきましては5ページでございます。

次に、2番でございますが、権利者は流山市下花輪の方で、職業は農業でございます。利用権を設定する土地につきましては、流山市下花輪の田、3筆で、合計面積は3,093㎡、議案案内図につきましては、6ページと7ページでございます。

次に、3番でございますが、権利者は流山市駒木台の方で、職業は農業でございます。利用権を設定する土地につきましては、流山市南の田、1筆で、1,031㎡、議案案内図につきましては、8ページでございます。

続きまして、議案書の4ページをお開きください。

4番でございますが、4番の権利者は先ほどの3番の権利者と同じ方でございます。また、この次の、5番、6番、7番につきましても権利者は同じ方となっておりますので、権利者の御説明につきましては割愛させていただきたいと思っております。次に、4番の利用権を設定する土地でございますが、流山市南の田、2筆で、合計面積は925㎡、議案案内図につきましては、9ページでございます。

次に、5番でございます。利用権を設定する土地につきましては、流山市南の田、1筆で、1,022㎡、議案案内図につきましては、8ページでございます。

次に、6番でございます。利用権を設定する土地につきましては、流山市南の田、2筆で、合計面積は2,062㎡、議案案内図につきましては、8ページと9ページでございます。

次に、議案書の5ページでございます。7番以降につきましては、申請地の貸し借りをしていた期間が満了となるため、更新をするものでございます。

まず、7番でございますが、権利者は先ほどの3番から6番までの権利者と

同じ方でございます。利用権を設定しようとする土地につきましては、流山市南の田、2筆で、合計面積は1,742㎡、議案案内図につきましては、9ページでございます。

次に、8番でございますが、権利者は流山市中の方で、職業は農業でございます。利用権を設定する土地につきましては、流山市古間木の畑、1筆で、1,429㎡、議案案内図につきましては、10ページでございます。

最後に、9番でございますが、権利者は流山市平方の方で、職業は農業でございます。利用権を設定する土地につきましては、流山市平方の田、4筆で、920㎡、議案案内図につきましては、11ページでございます。

今月の利用集積計画につきましては、以上の9件でございます。御審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

それで、なお、恐縮ですが、続きまして議案書ですね、6ページを御覧いただきたいと思っております。6ページでございますのは、平成23年度の農用地利用集積事業の累計表でございます。この利用集積事業の推進に当たりましては、既に御案内のことかと思っておりますが、毎年、目標面積を設定いたしまして、委員の皆様へ御尽力をいただいているところでございます。23年度の目標面積につきましては、48,000㎡でございました。この目標面積の48,000㎡の算出根拠につきましては、利用集積事業の推進のため、千葉県がですね取り組んでおりますワン・スリー運動、ワンというのは農業委員さん一人当たりということです。それからスリーというのは3,000㎡ということになります。流山市では16名の委員さんがいらっしゃいますので、お一人当たり3,000㎡を16名の委員さんでお願いしたいということで、16名掛ける3,000㎡で48,000㎡、ということで目標値を23年度は設定させていただいたところでございます。これに対しまして、23年度の実績面積でございますが、先月分までの実績では、田が42,914㎡、畑が14,799㎡、合計で57,713㎡でございました。これに今月の利用集積が承認されますと、今月の面積13,215㎡が足されまして、23年度の実績面積は70,928㎡、目標面積の48,000㎡に対しまして約147%の達成率になる見込みとなっております。流山市の農業も高齢化とかですね、後継者不足が確実に進んでおります。また、急激な都市化の進展などもありまして、新しい担い手の確保が難しいといった中で、農地の新たな借り手、いわゆる受け皿となる方がですね、中々見つからないというのが委員の皆様が特に御苦労されているところではないかと思っております。こうした中ではございましたけれども、昨年の22年度に続きまして今年度23年度につきましても目標面積を大きく上回ることが出来ました。これも日頃から委員の皆様の地道な働き掛けが結果に結びついたものというふうに考えております。ここで改めてお礼を申し上げた

いと思います。本当にありがとうございました。

4月1日からは新たな年度がスタートいたしますけれども、農地の有効利用の推進にですね、また、遊休農地の解消、これの推進を図るため、引続き委員の皆様ですね、一層の御尽力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。以上でございます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。
小林委員長。

小林委員長 議案第16号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が6件、更新によるものが3件であります。

最初に新規の1番でございますが、権利者の職業は農業で年齢は33歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約1.9ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして3名であります。

現地の状況ですが、対象農地の田は耕起済みの状態でありました。

本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、2番でございますが、権利者の職業は農業で年齢は80歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約1.9ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして3名であります。

現地の状況ですが、対象農地の田は耕起済みの状態でありました。

本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、3番でございますが、権利者の職業は農業で年齢は52歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約2.9ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして1名であります。

現地の状況ですが、対象農地の田は稲刈り後の状態でありました。

本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、4番でございますが、権利者は3番と同じ方でございます。

現地の状況ですが、対象農地の田は稲刈り後の状態でありました。

本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、5番でございますが、権利者は3番、4番と同じ方でございます。

現地の状況ですが、対象農地の田は耕起済みの状態でありました。

本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、6番でございますが、権利者は3番から5番と同じ方でございます。

現地の状況ですが、対象農地の田は耕起済みの状態でしたが、一方の田については稲刈り後の状態でありました。

本件については、新たに1年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、更新の7番でございますが、権利者は新規の3番から6番と同じ方で

ございます。

現地の状況ですが、対象農地の田はいずれも耕起済みの状態でございます。

本件については、今年で賃貸借期間が満了となることから、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、8番でございますが、権利者の職業は農業で年齢は57歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約5.5ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして5名であります。

現地の状況ですが、対象農地の畑は特に作付けは行われておりませんでした。

本件については、今年で賃貸借期間が満了となることから引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、9番でございますが、権利者の職業は農業で年齢は41歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約3.9ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして4名であります。

現地の状況ですが、対象農地の田はいずれも耕起済みの状態でありました。

本件については、今年で賃貸借期間が満了となることから引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、それぞれ承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

15番(石井委員) 3番から7番のこの人は無農薬栽培をやっている人だと思えますね。やはり西深井では、畔などを刈らなくて、近隣に迷惑を掛けたものですから、みんなで反対して他へ行ってもらったんです。それを承知でやって来るんですから。小委員長さんも農業委員さんも事前審査会では、せめて畝だけは刈るようと、そういう感じで案件に出した訳なんですよ。この点はどうなりましたか。

小林委員長 小委員会では大分その点は非常に問題になりまして、それで取りあえず承認する条件として、畔道の草は刈っていただくと、稗とか雑草が隣の方に飛び火しないように、極力他の地主さんに迷惑が掛からないような対策を、強制力はないんですけども、こちらから承認する条件として畔道の草だけは刈っていただくということで、小委員会では承認したところでございます。

高市議長 ほかに御質問。

5番（酒巻委員）この人の作り方は、自然農法で色々と迷惑を掛けているようですけれども、草の種がみんな来ちゃうんですよ、せめて畔道を刈って、そういうことのないように、何かいい方法があればと思っているんですけれども。

15番（石井委員）稲も刈ってもらっても草も刈ってもらおう。

高市議長 今、御質問のようにですね、そういうような状況だそうなので、事務局からですね注意を促していただきたいと思います。

吉田次長 農業委員会といたしましても、これにつきましては機会をとらえてですね、指導して行きたいと思います。また、この方御案内のとおり、利用集積事業を利用いたしまして農業をやられている方でございます。農政課とも連携いたしまして、更新時期などを捉えまして指導して行きたいと思います。また、石井代理者からもお話がありましたように、これから稲の作付けが始まりますが、稲刈り前に耕作状況がひどいような状態であれば、農業委員会からも草刈り等の指導をして参りたいと考えております。

高市議長 ほかに御質問ございますか。

14番（水代委員）今の3番から7番の権利者についてですが、指導というのはあくまでも指導であって、本人が従わなかった場合のペナルティとかそういうものには触れてないと思うんですが、何らかの農業委員会なりないしは農政課の方がですね、基準とかそういうものを設けていただけたら、例えば草丈なら草丈何cmまでは伸ばしたらだめだよと、花が咲いたら刈ってもらおうというような、ある程度厳しいね、条件を付けないとこの利用集積事業せっかく推進して行く中でですね、立ち行かなくなってしまうんじゃないかなと、基本的にそういうところまで影響して来ますので、権利者の保全の義務と、それから、よく分からないんですけれど、義務者と権利者というのは、あまり適切でないんじゃないかな。あくまで代理執行して集積事業をしていると思うので、ないとは思いますが、ある場合にはひるがえって集積事業を行っている訳で、そういう方にもですね、ある程度責任ありますよというという捉え方を持っていかないと、こういう方の件は毎回毎回問題が出てくると思うので、これに関してある程度打ち合わせをしてですね、きちっとしたものを作っていただきたいなと、そう思います。

岡田局長 ただ今の御指摘でございます。やはり近隣の隣接農地への配慮というのは不可避でございます。やはり、無農薬栽培とか色々今流行りの農法がございしますが、周辺に影響を及ぼすようなことがあってはならない、悪い影響を及ぼすようなことはやはり産業振興部としても農政課を中心としてですね、影響を是正するような指導はして行くようにいたします。ただ、もう一方、この今回集積に当たりましては、貸主と借主ということは全く接触しないというこ

とではなくですね、借りたいからこうしてほしいと、こういう作付けなどをしてほしいからこうしたいという状況の中で貸借が成立して行くものと考えております。ただ、無農薬栽培とかそういうような農法とか作付けの方法であるということについて、詳細まで説明しているかどうかその場で一緒に立ち会っていないことから分かりませんが、なるべくこのような農法を行っている方については限られていることですので、今回のことも踏まえまして、理解を取れるような接触があるようでしたら、やはりその点を注意をしながら指導していきたいと思っております。

いずれにしても、稲作として苗を蒔くところから、雑草が生えないような取り組みをしているかどうかから始まって来るのかなと、今回、義務者が所有する水田については、恐らく元々は余り雑草など生えてないようなところを借りているんじゃないかなと思っておりますので、苗の段階でそういった雑草の種が混じった苗を植え付けられているといけませんので、なるべく早めにそういった点もですね、そろそろ苗床をつくる時期ですので、その点について整理をして行きたいと思っております。以上です。

回答にならないかとも思いますけれども、なるべく強く要請して行くということで実行して行きます。よろしくお汲み取りをお願いします。

5番（酒巻委員）今、田圃の話でしたけれど、畑もですね、あのような作付け状況ではもう貸さないという人もいました。

高市議長 ほかに御質問ございますか。

（なしの声あり）

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第16号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第17号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の7ページでございます。

議案第17号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

平成24年3月26日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに、1番でございます。申請者は、流山市平和台にお住まいの方で、申請地は流山市西平井の畑、1筆で、823㎡でございます。次に、買取り申出事由の生じた方は、申請者の母親に当たる方でございます。また、買取り申出事由が生じた日につきましては、平成23年10月14日でございます。

次に、2番でございます。申請地は流山市西平井の畑、1筆で、680㎡でございます。2番の申請者のお二人は御夫婦でございます。また、2番の土地につきましては、持分各2分の1の共有名義となっているため、連名で申請があったものでございます。買取り申出事由の生じた方、また、買取り申出事由が生じた日につきましては、1番と同じ内容でございます。議案案内図につきましては、1番、2番ともに12ページでございます。

今月の従事者証明願につきましては、以上の2件でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第17号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」御報告いたします。

今月の証明願は、2件でございますが、同一世帯における案件でございますので、一括して報告させていただきます。

本案につきましても、現地調査と申請者及び申請関係者からのヒアリングを行っております。

申請理由でございますが、1番、2番とも今まで申請者夫婦とその母親の3人で農業を行って参りましたが、平成23年10月14日に母親が亡くなり、従来の農業を継続していくことが困難となったこと、また、申請地は、土地区画整理事業により換地先が住宅街の中で、自宅からも離れているため、耕作に不便であるためということでありました。

申請地については、1番が畑、1筆、823㎡、2番については畑、1筆、680㎡でございます。

次に、申請地の状況ですが、西平井・鱈ヶ崎地区一体型特定土地区画整理事業区域内にあり、土地区画整理事業が行われておりました。

最後に、生産緑地の指定が解除された後の土地の利用計画についてもお聞きいたしました。多額の相続税を支払う必要があり、売却してそれに充当して行く予定ということでありました。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案については、主たる従事者の一人が亡くなったことにより、農業の縮小はやむを得ないものと認められることから、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第17号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第18号「農地法第3条の規定に係る買受適格証明願(競売)について」(市許可)を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の8ページをお開きください。

議案第18号

農地法第3条の規定に係る買受適格証明願(競売)について(市許可)

農地法第3条の規定に係る買受適格証明願(競売)を次のとおりとする。

平成24年3月26日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに、権利者でございますが、流山市前ヶ崎の方で、職業は農業でございます。移転の原因は競売で、競売の対象地は名都借の田、5筆で、合計面積は3,532㎡でございます。

議案案内図につきましては、13ページでございます。

本件につきましては、先月総会で御審議いただきました競売案件と同一のものでございます。千葉地方裁判所松戸支部において、競売の期間入札の公告に付されまして、この入札期間は、平成24年3月29日から4月5日まで、売却決定期日は5月31日でございます。1月、また、2月の総会議案にもございましたが、土地の地目が現況が農地となっている場合、対象となっている土地が競売物件であったといたしましても、落札された方は農地法の規定による

許可等を得ることが必要となります。このため、本件につきましても、3条の許可基準に照らし合わせまして、適格証明の願出人が許可条件を満たしているかどうかを予めここで審査をしていただくものでございます。

今月の適格証明願につきましては、以上の1件でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第18号「農地法第3条の規定に係る買受適格証明願(競売)について」御報告いたします。

本案につきましては、先月及び先々月の案件と同様、千葉県農地法第3条関係事務指針に基づき、民事執行法による「競売」により農地を取得するため買受けの申し出をすることができる者は、農業委員会の交付した買受適格証明書を有する者に限定されており、競売に参加しようとする者は、買受適格証明願を提出し、証明書の交付を受けるものとしてされていることから、買受適格証明願の提出があったものでございます。

買受適格証明願の提出があった場合における買受適格の有無の判定については、農地法第3条許可の申請があった場合における許否の判断基準と同趣旨により行うものとされております。

なお、農業委員会は、買受適格を有する旨を証明するための議決を行う場合には、その後の事務処理の迅速化を図るため、当該買受適格証明書の交付を受け、最高価買受申出人又は次順位買受申出人となった者から、当該許可申請書の提出があった場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可をしてさしつかえない旨の議決をしておくものとされております。

今月は、先月及び先々月と同一の農地について、1件の証明願の提出があり、現地調査と願出人からのヒアリングを行い審議いたしました。

まず、願出地でございますが、流山市東消防署の南東約100mに位置している田5筆、3,532㎡で、現況は雑草が繁茂し、耕作が放棄された状況でございました。

次に、願出人の営農状況であります。耕作面積は約2.4haで、農業従事者は、3人でございます。

主な作物としては、梨、クリ、キウイフルーツなどを栽培しているということでございます。

現在、所有している農地の中には不耕作地はなく、また、今後も申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということでもございました。

願出理由でございますが、近くに競売物件が出たため、耕作に至便であるこ

とから、これを購入し、経営規模の拡大を図りたいということでございます。

なお、今回取得した場合には、埋め立てを行い、畑としてキウイ、クリなどの果樹を栽培して行きたいということでございます。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案については、農地法第3条許可要件である、取得後にすべての農地を耕作することや、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないことから、全会一致をもって証明相当とし、また、申請者が最高価買受申出人等となり、同一内容の農地法第3条の許可申請書が提出された場合は、許可するという結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

なお、本案については、水野委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、水野委員に退席を願い審議いたします。

水野委員の退席を求めます。

(水野委員退席)

高市議長 これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号について、原案のとおり証明し、申請者が最高価買受申出人等となり、同一内容の許可申請書が提出された場合は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第18号については、原案のとおり証明し、同一内容の許可申請書が提出された場合は、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

水野委員の除斥を解きます。

(水野委員入室)

高市議長 次日、議案第19号「農業生産法人報告書の提出について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の9ページでございます。

議案第 19 号

農業生産法人報告書の提出について

農委法第 6 条第 1 項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

平成 24 年 3 月 26 日提出

流山市農業委員長 高市 正義

農業生産法人につきましては、農地法第 6 条第 1 項の規定に基づき、毎年農業生産法人報告書を農業委員会に報告しなければならないこととされております。

また、農地法施行規則第 58 条第 1 項では、この報告は、事業年度の終了後 3 か月以内に、農業委員会に報告書を提出しなければならない、と規定されていることから、今回報告書の提出があったものでございます。

今回報告がありました農業生産法人は、流山市深井新田にございます農業生産法人で、報告のあった事業年度につきましては、平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの 1 年間でございます。

こちらの議案案内図につきましては、14 ページから 17 ページでございます。

今月は、以上の 1 件でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。
小林委員長。

小林委員長 議案第 19 号「農業生産法人報告書の提出について」御報告いたします。

本案につきましては、農地法第 6 条第 1 項の規定により、農業生産法人は、毎年、事業の状況その他を農業委員会に報告しなければならない、とされているところでございます。

そこで、農業委員会は、その報告に基づき、農業生産法人がその要件を満たさなくなるおそれがあると認めるときは、その法人に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる、とされているということでございます。

農業生産法人の要件といたしましては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件があり、各要件についての適否を点検するものであります。

この要件は、設立の時に満たされるだけでなく、設立後も満たされていることが必要で、農業生産法人は、農地の権利を取得した後も、この要件に適合していることを確保するため、毎事業年度の終了後 3 か月以内に、事業の状況等を農業委員会に報告することが義務づけられているということでございます。

このため、本案について配布資料の農業生産法人要件確認書に基づき審査を行ったところ、いずれの要件にも適合していることを確認したため、承認するという結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第19号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第9号「合意解約の通知について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の10ページをお開きいただきたいと思います。

報告第9号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

平成24年3月26日報告

流山市農業委員長 高市 正義

合意解約の通知がありました土地は、流山市南の田2筆及び畑1筆、合計面積は3筆で1,937㎡でございます。この農地につきましては、農用地利用集積事業を活用し、平成21年から6年間、平成27年までの農地の貸し借りをする契約でございましたが、当初、この農地を借りていた方が、昨年お亡くなりになられたため、相続人の方と土地所有との間で協議が行われまして、今回この賃貸借を解約することで合意がなされたものでございます。

今月の合意解約につきましては、以上の1件でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 ただいま報告がございましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第10号「専決処理の報告について」報告を求めます。

吉田次長。

吉田次長 議案書の11ページでございます。

報告第10号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年3月26日報告

流山市農業委員長 高市 正義

初めに、1番、農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。

本件につきましては、相続によって農地を取得したため、届出があったものでございます。

初めに、1番でございます。届出者は流山市平和台4丁目にお住まいの方で、平成23年10月14日に農地を取得されました。取得した農地につきましては、流山市西平井及び西深井にございます農地、合計4筆で、3,010㎡でございます。

次に、2番でございます。届出者は流山市平和台4丁目にお住まいの御夫婦で、平成23年10月14日に農地を取得されました。取得した農地につきましては、流山市平和台4丁目でございます畑、1筆で、2,125㎡を取得されたものでございます。

今月の届出は、以上の2件、5筆、5,135㎡でございました。

次に、議案書の12ページをお開きいただきたいと思います。

2番、農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。今月の御報告は3件で、先月2月に届出書が提出されたものでございます。

いずれも内容につきましては記載のとおりでございまして、添付書類も含めまして完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、転用目的別の内訳といたしましては、3件のいずれも住宅用地でございました。

以上、3件、7筆、3,649㎡、地目別の内訳につきましては、畑が7筆、3,649㎡でございました。

次に、議案書の13ページを御覧ください。

3番、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございますが、こちらも先月の2月分でございます。合計で14件の届出がございました。

内容につきましては、いずれも記載のとおりでございます。添付書類も含めまして完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別の内訳でございますが、売買が11件、共有物分割が3件ございました。また、転用目的別といたしましては、14件のいずれもが住宅用地でございました。

以上の14件、24筆、7,862.2㎡、地目別の内訳につきましては、田が14筆、3,295.2㎡、畑が10筆、4,567㎡でございました。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特になさいますので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成24年第3回流山市農業委員会総会を終了いたします。

長時間の慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後4時23分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成24年3月26日

流山市農業委員会 会長 高市 正義

流山市農業委員会 委員 中村 彰男

流山市農業委員会 委員 酒巻 孝美